

改正

昭和58年12月26日教育委員会規則第6号
昭和59年3月1日教育委員会規則第4号
昭和59年11月6日教育委員会規則第7号
昭和60年12月1日教育委員会規則第3号
昭和62年8月20日教育委員会規則第6号
昭和63年3月1日教育委員会規則第1号
平成元年3月18日教育委員会規則第1号
平成3年1月25日教育委員会規則第3号
平成6年3月1日教育委員会規則第2号
平成6年12月27日教育委員会規則第6号
平成7年4月28日教育委員会規則第7号
平成8年7月1日教育委員会規則第3号
平成13年5月31日教育委員会規則第10号
平成15年3月12日教育委員会規則第4号
平成16年3月16日教育委員会規則第1号
平成17年9月22日教育委員会規則第16号
平成19年2月7日教育委員会規則第4号
平成19年3月12日教育委員会規則第6号
平成21年3月19日教育委員会規則第9号
平成22年6月17日教育委員会規則第4号
平成23年3月15日教育委員会規則第10号
平成25年6月19日教育委員会規則第1号
平成25年12月11日教育委員会規則第7号
平成26年3月7日教育委員会規則第4号
平成29年9月15日教育委員会規則第5号
平成31年3月18日教育委員会規則第2号
令和元年10月11日教育委員会規則第4号

令和3年8月13日教育委員会規則第7号

鴻巣市図書館運営規則

鴻巣市立図書館運営規則（昭和37年鴻巣市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鴻巣市図書館設置条例（昭和37年鴻巣市条例第7号。以下「条例」という。）

第8条の規定に基づき、鴻巣市立鴻巣中央図書館、鴻巣市立吹上図書館及び鴻巣市立川里図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- （1） 鴻巣市立鴻巣中央図書館及び鴻巣市立吹上図書館 元日
- （2） 鴻巣市立川里図書館 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日も休館日とする。）及び休日（その日が元日を除く日曜日に当たるときは休館日とせず、教育委員会が別に定める日を休館日とする。）
- （3） 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- （4） 館内整理日（毎月第4木曜日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。））
- （5） 特別整理期間（年1回7日以内）

（開館時間）

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

名称	開館時間
鴻巣市立鴻巣中央図書館	月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後8時まで 日曜日、土曜日及び休日 午前9時から午後6時まで
鴻巣市立吹上図書館	月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後8時まで 日曜日、土曜日及び休日 午前9時から午後6時まで
鴻巣市立川里図書館	午前9時30分から午後6時まで

（利用の制限）

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、図書館の利用を制限することができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をする者又はそのおそれがある者

(2) この規則又は館長の指示に従わない者

(館内利用)

第5条 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に掲げる図書館資料をいう。以下同じ。）は、館内閲覧室において自由に利用することができる。

(館外利用)

第6条 図書館資料は、館外において一般の利用に供すること（以下「貸出し」という。）ができる。

(個人の利用者登録)

第7条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者（電子書籍（インターネットによる利用が可能とされた電磁的記録で、図書館資料（電磁的記録を除く。）と同等の内容を有するものをいう。以下同じ。）の貸出しにあつては、第1号及び第2号に掲げる者）とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者

(3) 市に隣接する市町に居住する者

2 個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用者登録票（様式第1号）に必要事項を記載し、登録を受けなければならない。

3 館長は、前項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、利用者カードを無料で交付する。

4 利用者カードは、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

5 利用者カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。ただし、更新の申請により、有効期間を延長することができる。

6 登録者は、市外に転出したときは利用者カードを返却するものとする。この場合において、当該利用者カードが返却されていないときは、転出を確認した日をもって図書館資料の貸出しはできないものとする。

(利用者カードの再交付)

第8条 登録者が、利用者カードの再発行を希望するときは、実費を徴収するものとする。ただし、

館長が災害、盗難その他やむを得ない理由があると認めるときは、無料とすることができる。

- 2 再交付を受けた後において、紛失した利用者カードが発見されても、当該利用者カードは、これを無効とする。

(個人貸出し)

第9条 図書館資料（電子書籍を除く。第15条において同じ。）の貸出しを受けるときは、利用者カードを提示するものとする。

- 2 図書館、公民館及び鴻巣市立市民センターにおいて貸出しできる図書館資料の数量は別表のとおりとし、利用期間は2週間以内とする。ただし、特別の理由により館長が認めたときは、この限りでない。

- 3 電子書籍の貸出しは、インターネットにより行うものとする。

- 4 電子書籍の貸出しをするときは、第7条第2項の規定により登録されたパスワード及び利用者カードに記載された登録番号を利用者に入力させることにより、本人確認を行うものとする。

(団体の利用者登録)

第10条 団体に図書及び雑誌の貸出しを受けようとする者は、団体貸出登録票（様式第2号）に必要事項を記載し、登録を受けなければならない。

(団体貸出し)

第11条 団体への貸出しの利用は、個人への貸出しの例による。

- 2 同一団体に、同時に貸出しを受けることができる図書及び雑誌は、50冊以内とし、利用期間は1か月以内とする。ただし、特別の理由により館長が認めたときは、この限りでない。

(16ミリフィルムの貸出し)

第12条 視聴覚資料のうち16ミリフィルムの貸出しは、1団体につき1度に5点以内とし、利用期間は5日以内とする。

(図書館資料の転貸の禁止)

第13条 図書館資料は、他に転貸してはならない。

(館外貸出しの禁止)

第14条 次に掲げる図書館資料は、館外への貸出しを行わない。

- (1) 貴重文献
- (2) 新聞、最新の雑誌及び官報類
- (3) その他館長が特に指定したもの

(複写サービス)

第15条 館長は、図書館利用者の依頼があったときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定により、図書館資料の複写サービスを行うことができる。

2 館長は、前項の規定により図書館資料の複写サービスを行ったときは、当該依頼者から複写に要する費用を徴収するものとする。

（損害の弁償）

第16条 利用者は、図書館資料を紛失し、又は毀損した場合には、現品又は相当の代価を弁償しなければならない。

2 館長は、前項に該当する者で、やむを得ない理由があると認めるときは、弁償を免ずることができる。

（貸出しの停止）

第17条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、一定期間図書館資料の貸出しを停止することができる。

（1） 図書館資料の利用期間を超過し、返納の督促に応じないとき。

（2） 図書館資料を紛失し、又は毀損し、弁償する旨の届出をしたにもかかわらず、指定の期日までに弁償を完了しないとき。

（図書館資料の寄贈及び寄託）

第18条 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、数量、価格等を詳記して館長に申し出るものとする。ただし、寄贈者及び寄託者から特に住所、氏名等の申出がないときは、この限りでない。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証等を交付するものとする。ただし、寄贈者又は寄託者から不要の申出があったときは、交付しないものとする。

3 寄託された図書館資料の取扱いは、図書館の所有する図書館資料と同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

4 図書館は、不可抗力による寄託資料の損害については、その補償の責めを負わない。

（指定管理者に関する読替え）

第19条 条例第5条の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が図書館の管理に関する業務を行う場合における第2条の規定の適用については、「鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第2条及び第3条中「これを変更」とあるのは「教育委員会の承認を得て、これを変更」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

2 吹上町及び川里町の編入の日前に、吹上町立図書館管理運営規則（昭和60年吹上町教育委員会規則第3号）又は川里町立図書館管理運営規則（平成5年川里村教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和58年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第2号）

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第6号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年教委規則第3号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第16号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第4号）

この規則は、平成22年7月17日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年教育委員会規則第1号）

この規則は、平成25年7月3日から施行する。

附 則（平成25年教育委員会規則第7号）

この規則は、平成26年1月6日から施行する。

附 則（平成26年教育委員会規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月15日教委規則第5号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月11日教委規則第4号）

この規則は、令和2年2月18日から施行する。

附 則（令和3年8月13日教委規則第7号）

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

別表（第9条関係）

資料名	貸出点数
図書及び雑誌	30冊以内
電子書籍	3点以内
視聴覚資料（16ミリフィルムを除く。）	5点以内
布絵本及び大型絵本	3点以内

様式第1号 (第7条関係)
 様式第1号 (第7条関係)

図書館利用者登録票

登録番号							登録年月日	
フリガナ				フリガナ				
なまえ 氏名 (Name)	(姓) family name	(名) first name	ほごしやめい 保護者名			【小学生までのお子さんはお書きください】		
生年月日 (Date of Birth)	年 月 日			性別		男 [Male] 女 [Female]		
電話番号	自宅 - - (Phone)			携帯 - - (Cellular phone)				
じゅうしょ 住所 (Address)	〒 - (アパート、マンション名・方書など)							
ご希望連絡 先	<input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 自宅電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> FAX (- -) <input type="checkbox"/> 勤務先 (- -) <input type="checkbox"/> その他 () (- -)							
勤務先・学校名	(電話番号 - -)							
在住・在勤・在学・隣接・ その他	新規・再発行・変更			登録館				

様式第2号 (第10条関係)
 様式第2号(第10条関係)

登録番号		登録年月日	
年 月 日			
団体貸出登録票 (宛先)鴻巣市立 私たちは貴図書館の団体貸出を利用したいので申し込みます。 なお、利用にあたっては貴館の規則を守ります。			
フリガナ		構 成 人 員	人
学 校 名 又 は 団 体 名			
フリガナ		フリガナ	
校長氏名 又 は 代表者名		図書主任名 又 は 直接取扱者	
所 在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □		
電 話 番 号	Tel : — —		Fax : — —